

都道府県労働局の安全衛生主務課名を変更します

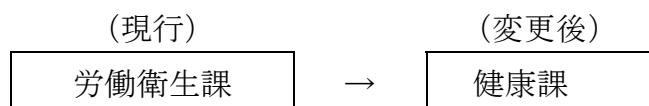
～平成 23 年 4 月 1 日から～

厚生労働省は、4月1日から都道府県労働局の安全衛生主務課名を健康安全課または健康課に名称変更します。

労働災害件数が中長期的に減少する一方、過労死や精神障害の労災保険給付事案は増加するなど労働災害は質的に変化しており、メンタルヘルス、過重労働および受動喫煙などの労働者の健康管理に関する問題への対応が強く求められています。

このため、都道府県労働局の安全衛生主務課については、こうした国民のニーズに応え、労働者の健康確保への取り組みをこれまで以上に担う組織とすることに伴い名称変更することとしました。現在使用している「安全衛生課」・「労働衛生課」といった名称は、下の図のようになります。なお、今回の名称変更による担当業務に変更はありません。

●北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡の各労働局の場合



※安全課の名称は、変更ありません。

●上記以外の労働局の場合

